

論文審査の結果の要旨

論文題名

「公職選挙に見るローマ帝政の成立」

論文審査の要旨

本論は、序論に本論3部8章から構成され、228ページ、400字詰原稿用紙に換算して900枚を超える力作である。本論の目的は、古代ローマ史における最大の政治的変化の一つである帝政の成立を、公職選挙の変容という観点から論じ、ローマ皇帝の性格と帝政の成立について説明しようとするものである。

公職選挙とは、古代ローマ共和政において参政権を有する市民が原則全員参加の投票によって毎年の為政者を選ぶものであり、言うまでもなく、古代ローマの共和政をして共和政たらしめていた最も重要な制度であった。本論は、この公職選挙が帝政成立にあたって単純に衰退、あるいは形骸化したのではなく、皇帝権力の形成に重要な意義を有していたとの観点から検討を加える意欲的かつユニークな研究である。

序章「本研究の目的と課題」では、まず本論の目的が公職者選出のあり方が共和政から帝政へと移行する過程でどのように変化したかを検討することで、皇帝権力が共和政以来の伝統的な公職権限を管理下に置く過程として帝政成立を描写し、ローマ皇帝が「共和政以来の公職権限とこれをめぐる競争の管理者」として出現したことを明らかにすることであると宣言される。

第1部「共和政末期」では共和政末期の公職選挙の制度と運営の実態が検討される。第1章「共和政末期の公職選挙」では、まず共和政ローマの公職選挙において、コンスルと護民官が務める選挙主宰公職者が、当選するだけの投票を獲得した候補者の当選宣言を拒否できる等、選挙結果に対して決定的な権限を制度的には有していたが、主宰公職者の恣意的な行為に対する市民の反発によりその権限の発動が抑止されていたこと、次いで立候補者たちの熱心な選挙運動によって市民たちの間に形成される「評判 *fama*」が選挙結果に大きな影響を及ぼしていたこと、さらにローマ市民は優れた「軍隊指揮官 *imperator*」と良き「弁論家 *orator*」が公職者に相応しいと評価していたが、これらの資質で他の候補者に抜きん出た評価を得ることは困難であったため、「家柄」「気前のよさ」等の様々な資質をめぐって激しい競争がくり広げられてことが指摘される。第2章「前53年度コンスル選挙-選挙買収の具体例として-」では、共和政末期の公職選挙において横行したとされる選挙買収が、場合によっては「気前のよさ *liberalitas*」を示す振る舞いとして許容され、場合によっては違法行為として告発されるアンビヴァレントなものであったこと、投票直前の選挙買収が候補者の「意気込み」を示し、その「評判」によって選挙結果に影響を与えることができたことが前53年度コンスル選挙から具体的に論じられる。第3章「公職選挙における支援者-*divisor* と *gratiosus*-」では、「気前のよさ」を誇示する選挙運動において用いられた「分配人 *divisor*」を取り上げ、「分配人」が市民の投票単位であるトリプス内で広く名前の知られる人物であり、多くは騎士階級に所属していたこと、「分配人」と類似した機能を持つ '*gratiosus*' と呼ばれる者たちが存在し、「分配人」が '*gratiosus*' の内、比較的社会的地位が低く対立候補のために働いている者などに投げ掛けられる非難の呼称であったこと、このような非難されるべき「分配人」が多用されたのは、前1世紀初頭の同盟市戦争の結果、市民数が急増してイタリア各地の有力者がローマの公職選挙に参加するようになったことによる競争の激化が理由であることが論じられる。

第2部「内乱の時代」では、カエサルの独裁期と「国家再建三人委員」（いわゆる「第二次三頭政治」）時代の公職選挙が権力の下におかれる経過が検討される。第4章「カエサルの権

限とその行使をめぐる」では、まずカエサルが内乱の始まった前 49 年に独裁官に就任して以降、独裁官ないしコンスルとしてコンスルが主宰する選挙に関する主宰権限を保持し、内乱での戦勝を祝う元老院決議に基づき、他にも公職選挙を主宰できるコンスルが存在する場合にもカエサルが公職選挙主宰権限を独占していたこと、カエサルがパルティア遠征指揮のため長期間（3 年間）不在となることが想定された前 44 年には終身独裁官への就任、終身の護民官職権の獲得によって公職選挙主宰権限を確保し、アントニウス法によってコンスルを除く、公職者の半数を民会での市民の投票を経ずに選出する（ただし、その後に選挙主宰者から当選宣言を受ける必要がある）権限を獲得したことが論じられる。第 5 章「独裁官カエサルによる公職選挙運営」では、カエサルが実質的に公職者任命権を獲得したため、選挙買収も含めた選挙運動の痕跡がほとんど確認できなくなり、公職をめぐる競争が、市民の支持獲得をめぐる競争からカエサルの評価をめぐる競争へと変わり、カエサルに与えられた軍事・内政の任務における業績を競い合う、内乱勃発前と比較してより実力主義的な競争となったことが主張され、さらにカエサル派の有力政治家であった M. アントニウスとドラベッラ間の競争を具体例として検討する。第 6 章「国家再建三人委員 (IIIviri rei publicae consituendae) と公職選挙」では、三人委員がコンスルと同等の権限を保持しており、コンスル相当の命令権によって公職選挙主宰権限を有していたこと、カエサルと同じく民会での投票を経ずに公職者を選出する権限を有し、その範囲がカエサルの場合よりも広範で全ての公職に及ぶこと、三人委員、特にアントニウスとオクタウィアヌスが、候補者の三人委員への貢献に対する報酬、有能な人物との関係を結ぶなど自派の強化のためにコンスルなどの公職者を選出していたことが論じられる。

第 3 部「アウグストゥス時代」では、アウグストゥス時代の公職選挙の実態、アウグストゥスが公職選挙にいかに関与できたか、そして実際に関与したのかが検討される。第 7 章「アウグストゥスの公職選挙に関する権限」では、アウグストゥスが前 30 年の内乱終結後もコンスル職とそれに付随する選挙主宰権限を保持し続けていたが、コンスル職の独占が様々な問題を引き起こしたため前 23 年にコンスル職を辞任し、属州の軍隊指揮のために前 27 年に獲得していた命令権をローマ市壁内まで拡大することでコンスルと同等の命令権を獲得し、同時に護民官職権も獲得して全ての公職選挙主宰権を保持することとなったと主張される。第 8 章「アウグストゥスの公職選挙への介入－「自由な選挙」をめぐる－」では、選挙主宰者として公職選挙に対して決定的な影響力を有していたアウグストゥスが前 23 年以降には公職選挙への積極的な介入を避け、共和政末期と同様に候補者が市民の支持を求めて選挙運動を繰り広げる「自由な選挙」が行われたこと、選挙運動が加熱した際にはアウグストゥスが公職選挙主宰権限と圧倒的な権威 *auctoritas* に基づいて介入したこと、後 5 年にコンスル、プラエトル職という上級公職選挙に元老院議員と騎士による予備選挙 *destinatio* が導入され、都市民（平民）も投票する民会での投票結果との間に乖離が生じ、アウグストゥスが予備選挙の結果に承認を与えることとなってコンスル、プラエトル選挙における都市民の選択の余地は事実上失われたことが論じられる。そして、14 年アウグストゥスが死去し、第 2 代皇帝ティベリウスが権力を継承するとともに、公職選出が事実上元老院で行われるようになり、都市民を前に繰り上げられる共和政的な公職選挙は終焉を迎えたと指摘される。

以上の議論を踏まえて、丸亀氏は、ローマ皇帝の出現（ローマ帝政の成立）の意義を以下のように結論づける。ローマ皇帝は、コンスル命令権とこれに付随する公職選挙主宰権限に依拠して帝国の統治と行政を司る公職の配分を管理し、さらには公職を担う元老院議員の政治生命を左右することもでき、これにより帝国の統治に必要な権限と人材を統括する存在として出現した。

さて以上、概要を紹介した丸亀氏の博士論文の最大の功績は、共和政末期から内乱時代を経て帝政成立期に至る時代を、公職選挙、特に公職選挙主宰権限のあり方と選挙運営の実態という視点から描き、帝国の統治と行政を司る公職の配分を管理し、帝国の統治に必要な権限と人材を統括する存在としてのローマ皇帝の出現という歴史像を提起したことである。論文審査担当者の知る限り、共和政末期から帝政成立期に至る時代を公職選挙に注目し、一貫した視点で通時的・総合的に検討した研究は存在せず、その意味で丸亀氏の論文は新たな研

究視角を提起した画期的な研究であると言える。また公職の配分を管理し、帝国の統治に必要な権限と人材を統括する存在としてのローマ皇帝の出現という丸亀氏の結論は、19世紀以来の「全帝国の軍隊を指揮下に入れた最高軍司令官としてのローマ皇帝」の登場、そして20世紀に一世を風靡した「有力者たちの保護関係を吸収、統合して全帝国臣民の最大にして唯一の保護者（パトロン）となった皇帝」という従来のローマ帝政成立論に対置される新説を提案するものであり、今後のローマ史研究に議論を巻き起こすものであると考えられる。

もちろん、丸亀氏の論文にも問題点は存在する。口頭試問においては、共和政末期における選挙買収の実態を描くためには第1部第2章で取り上げられる前53年度コンスル選挙に比べ、よりふさわしい事例が存在するのではないかとの指摘がなされた。また、第1部に主要史料を提供しているキケロが自身も同時期にコンスル選挙に立候補当選した政治家であること、そして第2部・第3部で主要史料として用いられるカッシウス・ディオの『ローマ史』が対象とする時代の二百数十年後の3世紀前半の著作であることから、それぞれの記述の有効性を充分に見極めることが必要であるとの意見も出された。さらに前23年にアウグストゥスが獲得した命令権について果たしてコンスル命令権と呼ぶべきかとの疑問も呈され、古代ローマにおける公職者の命令権 *imperium* の性格そのものを考え直さねばならないとの指摘がなされた。しかしながら、これらの指摘はむしろ今後の課題であると見なすべきであろう。それらの問題点は、今回の論文における丸亀氏の業績の全体的価値を損なうには至っていないと考えられる。

以上から、論文審査担当者は、丸亀裕司氏の論文が博士（史学）の学位にふさわしい業績であることを全員一致で認めた。

論文審査委員：主査 島田 誠 教授
亀長 洋子 教授
本村 凌二 特別非常勤講師
(早稲田大学特任教授)